

環境大臣 望月義夫様

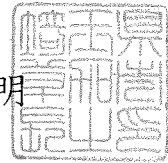
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染等の実施に関する

# 要 望 書

平成26年9月25日

埼玉県東南部地域放射線対策協議会

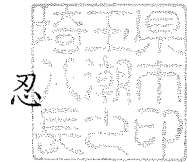
草加市長 田 中 和 明



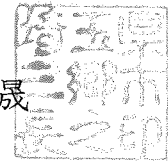
越谷市長 高 橋 努



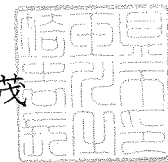
八潮市長 大 山 忍



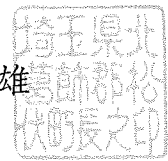
三郷市長 木 津 雅 晟



吉川市長 戸 張 胤 茂



松伏町長 會 田 重 雄



平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策については、政府におかれましても、国民の安全確保のためご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

埼玉県内の草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町では、埼玉県東南部地域放射線対策協議会を設立し、広域的な放射線対策を進めております。

また、国から三郷市、吉川市は汚染状況重点調査地域に指定され、除染実施計画に基づき地域の除染を進め、他の市町につきましても局所的な除染を実施いたしました。

さて、国は平成23年8月に「放射性物質汚染対処特措法」を制定し、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、必要な措置を講ずると決めました。

同時期に原子力対策本部から発表された「市町村による除染実施ガイドライン」において、除去土壌等に関し、処分場の確保や安全性の確保については、県及び市町村との連携の上、国が責任を持って行うとされております。

当協議会では事故発生以降、住民の安全・安心の確保のため、必要な除染等を実施してまいりました。

しかしながら、除去土壌の処分場や費用負担等において、国の示す方針では不十分と言わざるを得ず、地域住民からも不安や不満の声が寄せられております。

今後も行政と住民が一体となって、原子力発電所事故由来の放射性物質による環境汚染の低減化に取り組んでいく必要があります。

つきましては、さらなる住民の安全・安心な暮らしが確保できるよう、以下の事項についてご配慮いただくよう、強く要望するものです。

## 記

### 1. 除去土壌等の処分について

除染によって発生した除去土壌等について、都市化の進んだ地域内において処分場を設置することは大変困難なため、仮置きをしている状況です。住民の安全安心な生活を確保するために、いつまでも仮置きをしていることもできないこともあり国から最終処分の方針を示していただき、適正な除去土壌の減量方法等をはじめ、処分方法の確保と最終処分場のあり方を早期に提示するよう要望します。

また、汚染状況重点調査地域に指定されていない市町村や、除染実施区域外における、局所汚染箇所の対策により発生した除去土壌等についても、同様に処分先を確保するよう要望します。

## 2. 放射線量等の測定継続について

協議会構成市町をはじめ、各自治体における取り組みにより、住民の放射線等への不安は解消されつつあります。しかしながら、事故による放射線量が低下するには、多くの年月を要します。今後も国において、食品等の放射性物質や、空間放射線量の測定など、放射線のモニタリング調査等を適切に行うとともに、その結果を住民に分かりやすく説明することにより、風評被害等への対応を継続していただくことを要望します。